

三木市公共施設等総合管理計画《令和3年度改訂版》(案)

I 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景、改訂の経緯、目的

- ◎ 急激な人口増加期に、公共施設等を集中的に整備 → 一齐に更新時期が到来、多額の更新等費用が必要
- ◎ 人口減少・少子高齢化に伴う税収減、社会保障経費の増大 → 公共施設等の更新等費用の財源確保が課題
- ◎ 市民サービスの質の確保、総量縮減、財政負担の軽減が必要 → 「公共施設等総合管理計画」の策定

このたびの改訂

- ◎ 国からの令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直し要請
- ◎ 「再配置方針」、「再配置計画」、他の個別施設計画等の内容を反映

【計画の目的】

- ◎ 長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこと。
- ◎ 公共施設等の更新等にかかる財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現すること。
- ◎ 公共施設等の「質」「量」「コスト」の最適化を図るための基本的な考え方を定めること。

2 計画期間、対象施設

- ◎ 計画期間 2017(平成29)年度～2059(令和41)年度の43年間(現計画の10年間から延長)
- ◎ 対象施設 本市が保有する公共施設等
《公共建築物、インフラ施設(道路・橋梁・公園・上水道・下水道)》

II 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 将来人口の見通し



- ◎ 1995(平成7)年をピークに減少が継続。
- ◎ 2060(令和42)年には5万人に。
2015(平成27)年から35%減少。
年少人口が12%、生産年齢人口が50%、老年人口が38%に。
- 生産年齢人口(主な納税者である働き手)の減少で税収増は期待できない。

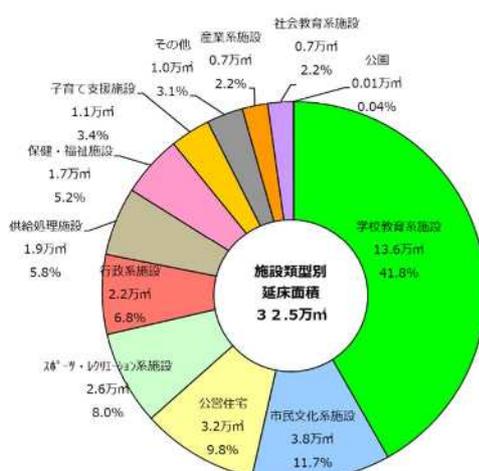
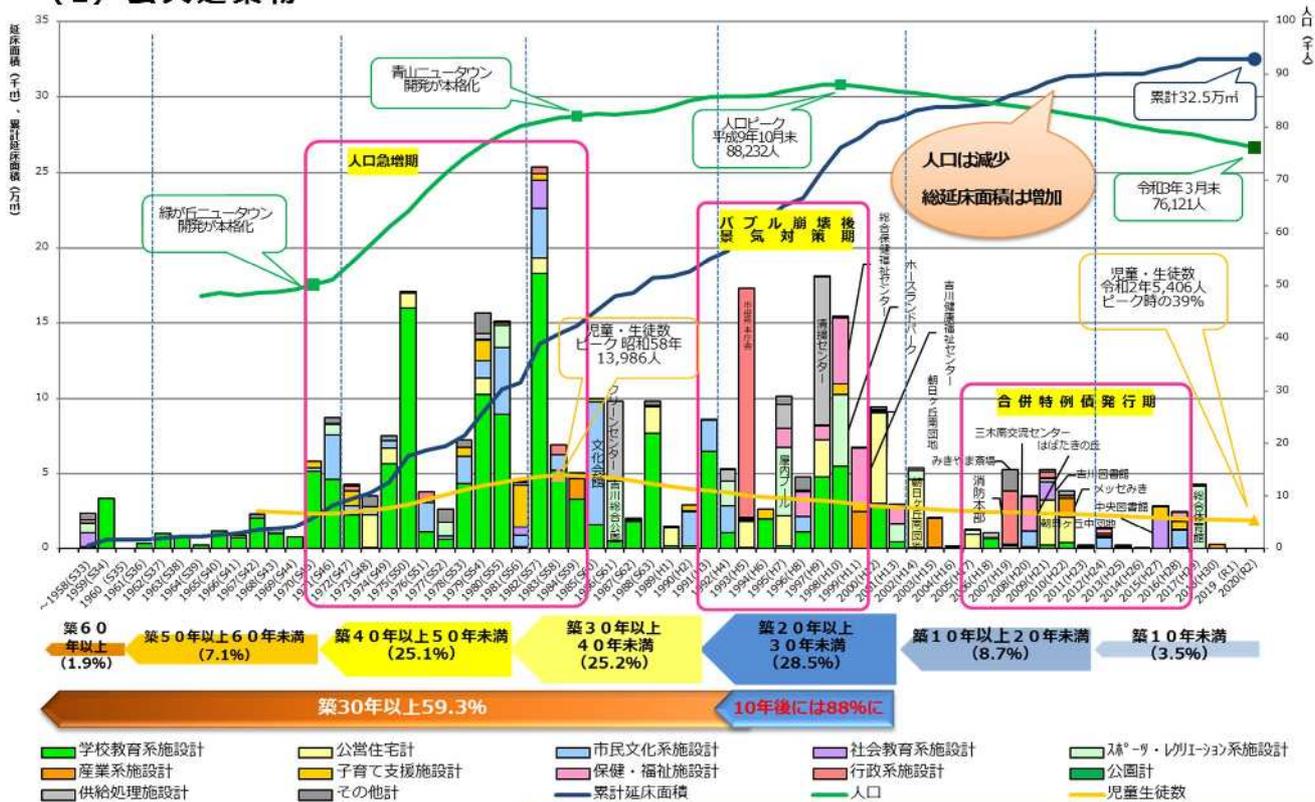
2 財政の状況



- ◎ 少子高齢化に伴い扶助費が1995(平成7)年度から2020(令和2)年度までの間に2倍に増加。
- ◎ 人件費は0.9倍、公債費は0.6倍に減少。
しかし、近年は増加傾向。
- 人件費、公債費の減少分で扶助費の増加分を賄えなくなる。

3 公共施設等の現況（2021(令和3)年3月31日現在）

(1) 公共建築物



◎ 公共建築物の保有量 210 施設
◎ 総延床面積 32 万 5 千㎡(市民 1 人当たり 4.27 ㎡)
① 学校教育系施設(小中学校など) : 41.8%
② 市民文化系施設(公民館などの集会施設等) : 11.8%
③ 公営住宅 : 9.8% これらで全体の 63% を占める。
☞ 人口が減少しても総延床面積は増加

◎ 「築 30 年以上」: 全体の 59.3%
10 年後には全体の 88% を超える見込み。
☞ 老朽化の進展
現状のままでは、今後、10 年から 40 年までの間に大規模改修や建替時期(一般的に築後 60 年)が集中して到来する見込み。

(2) インフラ施設

施設類型	種別		保有量	
	道路施設	道路	一般道路	実延長
自転車歩行者道			実延長	85km
橋梁		橋梁数	270橋	
公園施設	都市公園	個所数	113	
	その他公園	個所数	30	
上水道施設	管路	管渠延長	625km	
	浄水場・配水場	箇所数	24箇所	
	その他水道施設	箇所数	97箇所	
	上水道庁舎	延床面積	1,570㎡	
下水道施設	管渠	管渠延長	579km	
	処理場	箇所数	5	

◎ インフラ施設の保有量は、左表のとおり
☞ インフラ施設は、市民のライフライン。
大規模自然災害時の安全・安心を確保するためにも重要な施設であることから、将来にわたって適切に維持更新を行うことが必要。

4 公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費及び充当可能財源の見込み

本計画期間（今後 39 年間）における公共施設等の維持管理・改修・更新等(以下「更新等」という。)経費の見込みについて、以下のとおり試算しました。

- ① 耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体）
- ② 個別施設計画に定めた再配置対策や長寿命化対策等を実施した場合(長寿命化対策等)
- ③ 長寿命化対策等の効果

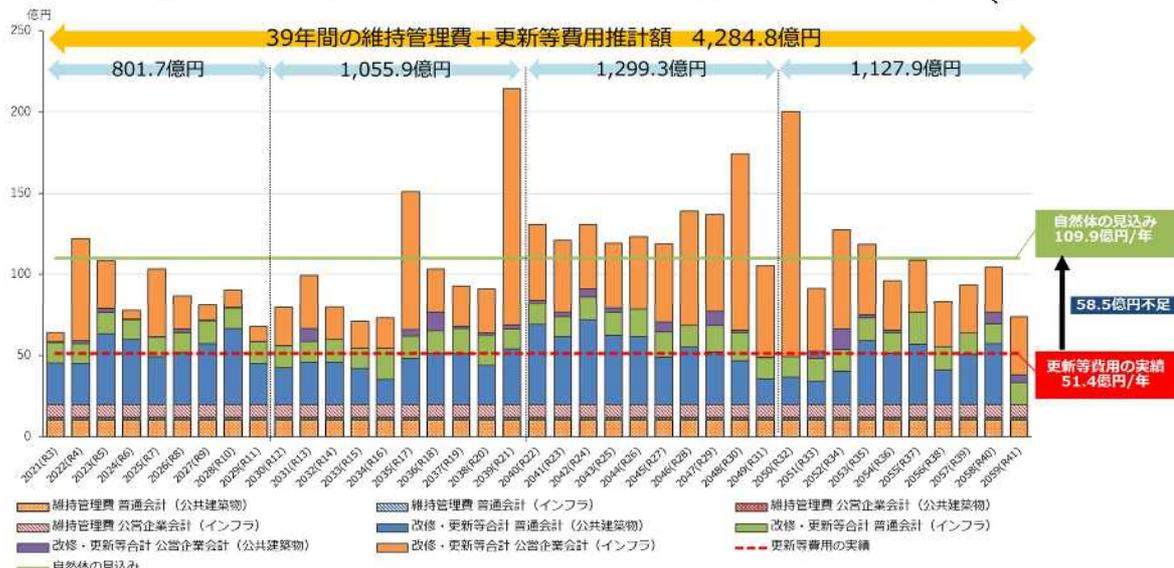
試算結果(公共施設等全体)

- ① 自然体の見込み⇒総額 4,284.8 億円（109.9 億円/年）
- ② 長寿命化対策等の見込み⇒総額 2,023.9 億円（51.9 億円/年）
- ③ 長寿命化対策等による縮減効果⇒2,260.9 億円（58.0 億円/年 = ① - ②）
- ④ 近年の更新等費用実績額（51.4 億円/年）を今後 39 年間に毎年更新等費用に充当できると仮定すると…

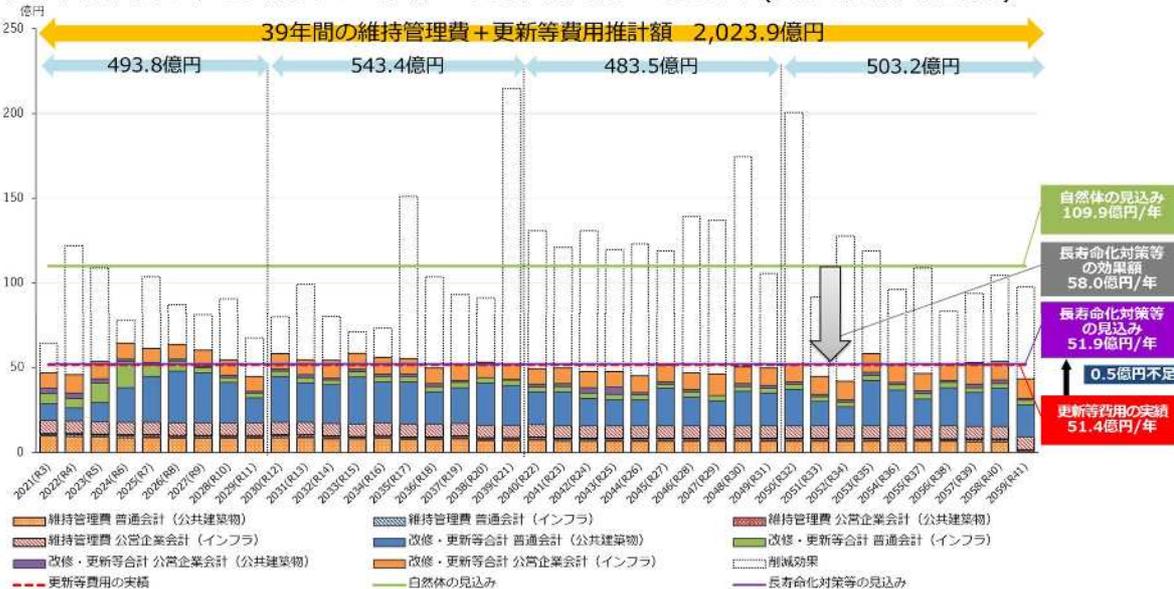
📌 長寿命化対策を実施してもなお **0.5 億円/年(④ - ②)の財源不足**となる見込み。

財源不足を補うためには、廃止施設等の跡地の売却や賃貸等により新たな財源を確保する必要があります。

★ 耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体）の更新等費用の見込み(公共施設等全体)



★ 長寿命化対策等を実施した場合の更新等費用の見込み(公共施設等全体)



Ⅲ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

将来にわたり公共施設等における市民サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、以下の課題への対応が必要となります。

1 人口構造の変化

- ◎ 人口減少・少子高齢化による人口構造の変化により、公共施設等に対する市民ニーズの変化や利用者数の減少が見込まれる。
- ◎ 人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正規模・適正配置を進めることが必要。

2 更新時期の集中及び老朽化

- ◎ 人口急増期に集中的に整備した公共施設等が老朽化し、今後一斉に改修・更新時期が到来。
- ◎ 計画的な改修による安全性の確保及び機能向上、長寿命化による更新時期の平準化が必要。

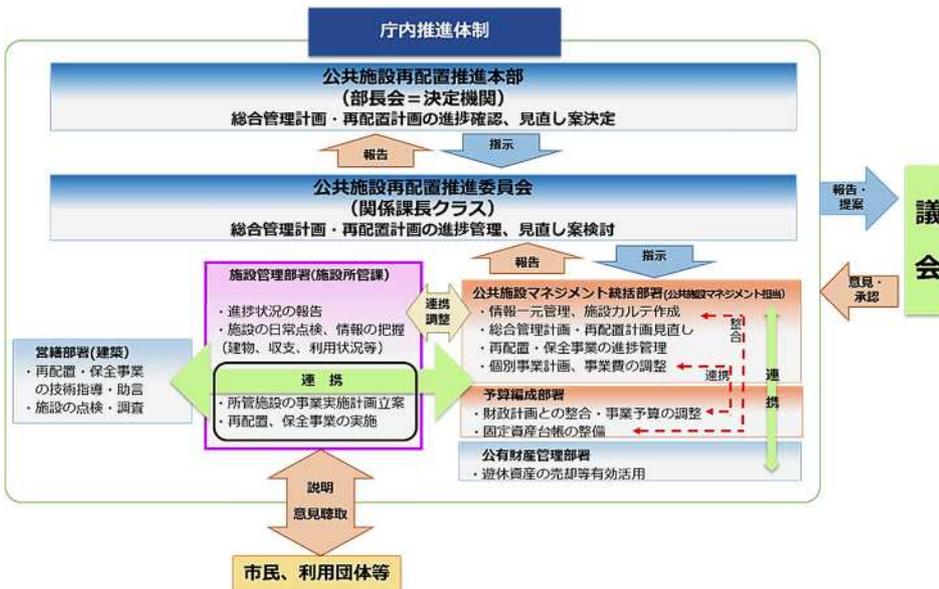
3 財政負担の増加

- ◎ 市税の減少、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、公共施設等への財政負担の縮減及び平準化に取り組むことが必要。

4 効率的な維持管理

- ◎ 地域や民間事業者との連携を更に進め、市民サービスの向上及び維持管理の効率化に取り組むことが必要。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策



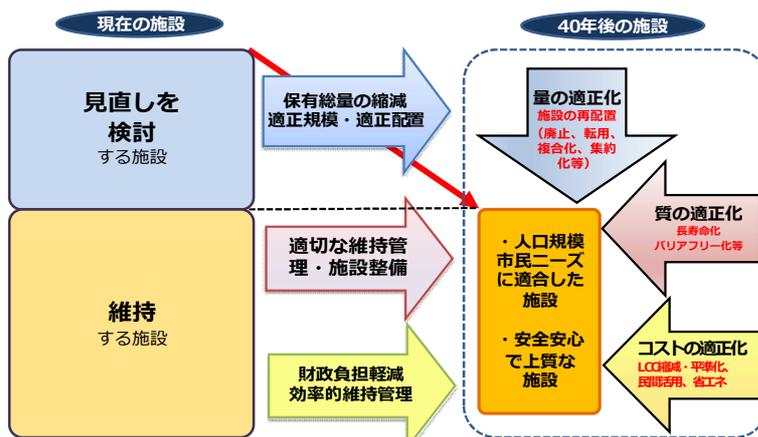
◎ 公共施設再配置推進本部が本計画の進捗をフォローアップ。全庁体制の下、本計画の見直しを行い、継続的に公共施設等の適正管理を推進。

◎ 公共施設等の点検・診断や維持管理・更新等の情報は、公共施設マネジメント統括部署が一元管理するとともに、全庁的に共有。

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

円滑な財政運営を前提とし、公共施設等の「質」「量」「コスト」の適正化を目指します。



全ての公共施設等は貴重な「経営資源」であり、円滑な財政運営を前提とし、適切な維持管理の下で市民サービスの質を確保しつつ、施設の保有量及び維持更新・管理コスト等の適正化に取り組む。

(2) 基本目標

公共建築物

総延床面積の縮減目標

本計画期間（39年間）で**35%（11.4万㎡）**、短期10年間で**9%（2.9万㎡）**

本計画における公共建築物の管理目標は、再配置方針で定めた公共建築物の将来更新等費用の不足額（年間16.7億円）を解消するための縮減目標。

インフラ施設

生活基盤施設が中心となることから総量縮減に関する数値目標は定めない。

各個別計画により優先順位を付けた更新等を実施するとともに、長寿命化を図ることによりライフサイクルコストを縮減。

(3) 実施方針

点検・診断等の実施方針

- ・公共施設等の点検、劣化診断等を計画的に行い、結果を集積・蓄積し、計画的な老朽化対策等に活用。
- ・点検・診断等の履歴を本計画の見直しに反映し、充実を図る。

維持管理・更新等の実施方針

- ・維持管理に民間のノウハウを活用し効率化、市民サービスを向上。
- ・予防保全による施設の長寿命化。計画的更新等によるトータルコストの縮減・平準化。
- ・省エネルギー化による維持管理費の縮減。

安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により危険性が高い施設は使用を中止し、速やかな修繕等により安全を確保。
- ・老朽化等により供用廃止され利用見込みのない施設は、解体撤去等を適切に措置。

耐震化の実施方針

- ・公共建築物は全施設の97%が耐震基準を満足。引き続き、耐震基準の水準を維持。
- ・耐震基準を満たさない施設は、再配置方針に基づき、早期に廃止等の措置。
- ・インフラ施設は、各個別施設計画に基づき計画的に耐震化を推進。

長寿命化の実施方針

- ・長寿命化を図る公共建築物は、計画的な改修等の予防保全により長寿命化。
- ・インフラ施設は各個別施設計画に基づく計画的な改修等の予防保全により長寿命化。

ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・公共施設等の更新等の際には、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえたユニバーサルデザイン化を推進。

統合や廃止の推進方針

- ・公共建築物は、施設の必要性、民間での代替の可能性、他の施設との複合化や集約化の可能性を評価して策定した再配置方針に基づき統廃合等の再配置対策を実施。
- ・インフラ施設は、各個別施設計画に基づき計画的な統廃合や広域化を検討。

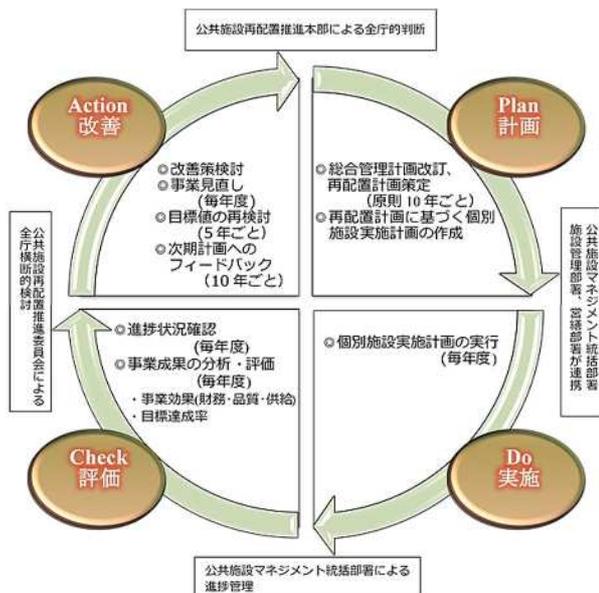
広域連携に関する方針

- ・公共施設の有効活用、施設管理の効率化、市民サービスの向上などを図るため、公共施設の近隣市町との相互利用などを推進。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・職員の意識改革➡公共施設マネジメントに関する研修会等の開催等により、職員の意識啓発に努め、資産経営の在り方やコスト意識を向上。
- ・市民との情報共有➡市広報紙やホームページ、各種説明会等を通じて公共施設等の情報提供を推進。

4 PDCAサイクルの推進方針



中長期的な視点で本計画に取り組んでいく中で、社会経済情勢や市民ニーズの変化、計画の進捗状況等を踏まえた計画の改善を図るため、PDCAサイクルにより計画の進行管理及び見直しを実施。

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共建築物

公共建築物の管理に関する基本方針は、再配置方針のとおりとします。

公共施設の利用状況や経費、建物の劣化状況などの情報による1次評価(定量評価)及び施設サービスの必要性や類似施設の配置状況などによる2次評価(定性評価)を経て、施設ごとの再配置に係る今後の方向性及び対策方針(継続、集約化、複合化、譲渡、廃止等)を定めました。

また、施設の更新までの目標使用年数を下表のとおり定めました。

1次評価 (定量評価)		2次評価 (定性評価)		対策方針 継続 集約化 複合化 譲渡 廃止
【建物】老朽度、耐震性能、バリアフリー対応 (品質)	【機能】利用状況(供給)・コスト状況(財務)	①公共関与の妥当性	②他施設への移転の可否	
		③他施設の受け入れの可否	④民間への移譲の可否	
		⑤他用途への転用の可否を検討し再評価		

構造	RC/SRC造 (鉄筋コンクリート造)	S造 (重量鉄骨造)	LGS造(軽量鉄骨造)/W造(木造)	CB造 (ブロック造)
長寿命化対象施設	80年	80年	—	—
長寿命化しない施設	60年	60年	40年	60年

施設類型		基本方針
大分類	中分類	
市民文化系施設	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な改修による長寿命化。 改修や更新時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討。
	文化施設	
社会教育系施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な改修による長寿命化。
	博物館等	<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡区域につき更新不可のため、集約化を検討。
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズや利用状況に応じて総量を見直し。
	レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な改修による長寿命化。 老朽化が進み、また、耐震補強がされていない施設については、他施設に機能を移し建物は廃止。
	保養施設	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な改修による長寿命化。 改修や更新時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討。

施設類型		基本方針
大分類	中分類	
産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修による長寿命化。 ・改修や更新時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討。
学校教育系施設	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき策定される個別計画との整合を図る。
	中学校	
	特別支援学校	
	その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修による長寿命化。
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼保一体化計画」に基づく。
	幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ・アフタースクールは、今後の小学校の再編に併せて検討。 ・児童センター及び吉川児童館は、計画的な改修による長寿命化。
保健・福祉施設	高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画に基づき、将来の利用者見込や民間施設の整備状況を踏まえ、統合や民間への移行を検討。
	障害福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・改修や更新時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討。 ・老朽化が進み、また、耐震補強がされていない施設については、利用者には他施設の利用を促し当施設は廃止。
	保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修による長寿命化。 ・吉川健康福祉センターは吉川支所の機能を複合化。
行政系施設	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修による長寿命化。 ・吉川支所は吉川健康福祉センターに機能を移し建物は転用。
	消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修による長寿命化。
公営住宅	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修による長寿命化。 ・改修や更新時は、民間住宅の供給量及び将来の人口規模に応じ総量の見直しを検討。
供給処理施設	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・改修や更新時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討。 ・吉川クリーンセンターについては最終処分場の施設は継続し、その他の施設（旧し尿処理施設・旧焼却施設）は廃止。
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフルプラザみき、みきやま斎場及び自由が丘中公園バス待合施設は計画的な改修による長寿命化。 ・M I K I 夢ステーションは、更なる民間活力を活用するため、民間譲渡を検討。 ・シルバー人材センターは当面は継続するが、更新は行わず他施設での賃貸を検討。

2 インフラ施設

施設類型	基本方針
道路	「みきインフラ・メンテナンス計画」及び「三木舗装修繕計画」に基づき計画的な修繕を行い、道路の安全性の確保及び長寿命化によるライフサイクルコストの縮減並びに財政負担の平準化を図る。
橋梁	「みきインフラ・メンテナンス計画」及び「三木市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な修繕を行い、橋梁の健全性の回復、安全性の確保及び長寿命化によるライフサイクルコストの縮減並びに財政負担の平準化を図る。
公園	「みきインフラ・メンテナンス計画」及び「三木市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な修繕、更新等を行い、公園施設の安全性の確保及び長寿命化によるライフサイクルコストの縮減並びに財政負担の平準化を図る。
上水道	安全・安心な水を安定的に供給するため、「三木市水道事業経営戦略」に定める投資計画に基づき、計画的に施設の更新及び長寿命化並びに耐震化を進めるとともに、投資の平準化を図る。
下水道	市民の快適な生活環境及び公共用水域や農業用排水の水質保全を図るため、「三木市公共下水道ストックマネジメント計画」に定める長寿命化計画及び「三木市下水道事業経営戦略」に定める投資計画に基づき、計画的に施設の更新及び長寿命化並びに耐震化を進めるとともに、投資の平準化を図る。

三木市公共施設等総合管理計画
《令和3年度改訂版》

【概要版】

令和4年月

三木市総務部経営管理課

〒673-0492

三木市上の丸町10番30号

電話：0794（82）2000(代)

FAX：0794（82）9755